

薬生水発 0324 第 4 号
令和 5 年 3 月 24 日

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正について」の留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）に定められているところですが、令和5年3月24日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」（令和5年厚生労働省告示第85号）をもってその一部が改正され、令和5年4月1日から適用されることとなりました。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしましたので、貴職においては、御留意の上、遺漏なきよう御対応をお願いします。

記

第1 検査方法告示の改正に伴う留意事項

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）について、陰イオン界面活性剤の新たな検査法を追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行った。

これらの改正に係る留意事項は次のとおりである。

- 1 新たな検査方法の導入又はキャリアーガス等の検査条件の変更を行う場合は、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号、最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018第1～4号）（以下「妥当性評価ガイドライン」という。）に基づく妥当性評価を行うこと。
- 2 別表第24の2について、内部標準液の添加を省略する場合には、検査対象となる水道水等を用いて、妥当性評価ガイドラインに基づく添加試料の試験で選択性、真度、併行精度の目標を満たしていることを確認すること。この際、検査方法の精度が硬度などの夾雑成分に影響されやすいことに留意すること。
- 3 別表第14及び別表第15において示される1,4-ジオキサンの濃度範囲の規定の改正に関して、定量下限値については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）において示すとおり、技術的に実施可能な機関については、対象物質の濃度範囲の下限よりも低く設定することは差し支えない。

4 別表第 25、別表第 26、別表第 27 及び別表第 27 の 2において、ここで示される検査に必要なフラグメントイオンは例として示しているため、妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価を実施した上で、示されたもの以外のフラグメントイオンを用いることは差し支えない。

第 2 関係通知等の改正

1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

当該通知の別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法及び別添 5 水質基準項目の測定精度を、別紙 1 新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。

（1）別添 4 におけるランゲリア指数の検査方法、別添方法 3 及び別紙 2 における農薬類の測定精度について、所要の改正をしたこと。

（2）別添 5 における水質基準項目の測定精度について、所要の改正をしたこと。

2 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）の一部改正について

同通知別添 1 を別紙 2 新旧対照表のとおり改正したこと。

3 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209003 号）の一部改正について

同通知別添 1 を別紙 3 新旧対照表のとおり改正したこと。

4 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号）の一部改正について

同通知別添「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」について、別紙 4 新旧対照表のとおり改正したこと。

5 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について

別表第 5 に掲げる「要検討農薬類」及び別表第 6 に掲げる「その他農薬類」について、別紙 5 新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。

（1）内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、要検討農薬類のイプロジオノンの目標値を改正したこと。

（2）内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、その他農薬類のシフルトリンの目標値を改正したこと。

第 3 適用日

令和 5 年 4 月 1 日から適用すること。